

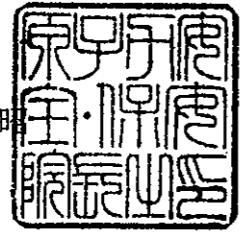
経済産業省

平成23・06・28原院第4号

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成23年7月4日

経済産業省原子力安全・保安院長 寺坂 信昭



高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)の一部を改正する規程

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)(平成19・06・18原院第2号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、平成23年7月4日から施行する。

○高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（平成19・06・18原院第2号）

改正後	現行
<p style="text-align: center;">高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）</p> <p>（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</p> <p>I. 高圧ガス保安法関係</p> <p>第2条関係（定義）</p> <p>第4号における高圧ガスの呼称については、原則として、例えばシアン化水素ガスであれば、気状のものを意味する場合はシアン化水素ガス、液状のものを意味する場合は、液化シアン化水素、双方を意味する場合はシアン化水素と表現することとしている。ただし、高圧ガス保安法に係る経済産業省令中の炭酸ガス、天然ガス及び亜硫酸ガスについては誤解を避ける意味で、液状のものを意味する場合のみ、例えば、液化炭酸ガスと表現し、気状のもの及び液状のもの双方を意味する場合は、炭酸ガスと表現することとし、液化石油ガスについては、気状のもの及び液状のもの双方を意味するものとする。</p> <p>「液化ガス」とは、現に液体であって</p> <p>① 大気圧下における沸点（当該液体が純物質か混合物かであるかにかかわらず、当該液体の蒸気圧が大気圧と等しくなる温度をいう。以下②において同じ。）が40度以下のもの又は</p> <p>② 大気圧下における沸点が40度を超える液体が、その沸点以上にある場合のものをいう。</p> <p><u>ただし、①括弧内の注釈が本内規に追加された平成23年7月4日以前に設置された設備（設置のための工事に着手している設備も含む。）のうち、当該設備の設置時又は工事着手時に当該設備の所在する都道府県がこの注釈とは異なる解釈に基づいて高圧ガス保安法の適用を受けないと判断していた設備であって、都道府県が以下の1）及び2）のいずれにも該当すると判断するものについては、当該設備を含む製造施設の大規模改修又はスクラップアンドビルドの工事を行うまでの間、所在都道府県の従前の解釈によるものとする。</u></p> <p><u>1）設置時に特定設備検査を受けていないなど、当該設備を含む製造施設の大規模改修又はスクラップアンドビルドの工事を行わない限り高圧ガス保安法に基づいた許可又は届出の手續を行うことが困難であると認められること。</u></p> <p><u>2）大規模改修又はスクラップアンドビルドの工事を行わなくても、高圧ガス保安法に定める技術上の基準が求める安全水準と同等の安全性を有すると判断されること。</u></p> <p>「圧力」とは、第1号から第3号までの前段においては、ガスが現に有している圧力をいい、その圧力に到達するまでの手段（①機械的加圧②加熱③化学反応④その他）の如何を問わないこととする。</p> <p>また、第1号から第3号までの後段および第4号においては、ガスが温度上昇により理論上、将来到達するはずの圧力をいい、機械的加圧、化学反応による圧力は含まないものとする。</p> <p>（2）、一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について</p> <p>第3条関係</p> <p>「事業所」とは、通常社会通念的に一つの事業の内容たる活動が行われる場所であって、原則として当該場所が第三者の道路によって分離されていない等地理的に一体化しているものをいう。</p> <p>「移動式製造設備の使用の本拠」とは、車庫（2以上の車庫がある場合には主として使用するもの）をいい、車庫がない場合には、当該設備を使用していないときに通常置く場所をいう。</p> <p>第2項第6号において「貯蔵設備を有しない移動式製造設備」とは、車のついた圧縮機のような貯蔵設</p>	<p style="text-align: center;">高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）</p> <p>（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</p> <p>I. 高圧ガス保安法関係</p> <p>第2条関係（定義）</p> <p>第4号における高圧ガスの呼称については、原則として、例えばシアン化水素ガスであれば、気状のものを意味する場合はシアン化水素ガス、液状のものを意味する場合は、液化シアン化水素、双方を意味する場合はシアン化水素と表現することとしている。ただし、高圧ガス保安法に係る経済産業省令中の炭酸ガス、天然ガス及び亜硫酸ガスについては誤解を避ける意味で、液状のものを意味する場合のみ、例えば、液化炭酸ガスと表現し、気状のもの及び液状のもの双方を意味する場合は、炭酸ガスと表現することとし、液化石油ガスについては、気状のもの及び液状のもの双方を意味するものとする。</p> <p>「液化ガス」とは、現に液体であって</p> <p>① 大気圧下における沸点が40度以下のもの（大気中に放出された場合ほぼガス状になるもの）又は</p> <p>② 大気圧下における沸点が40度を超える液体が、その沸点以上にある場合のものをいう。</p> <p>「圧力」とは、第1号から第3号までの前段においては、ガスが現に有している圧力をいい、その圧力に到達するまでの手段（①機械的加圧②加熱③化学反応④その他）の如何を問わないこととする。</p> <p>また、第1号から第3号までの後段および第4号においては、ガスが温度上昇により理論上、将来到達するはずの圧力をいい、機械的加圧、化学反応による圧力は含まないものとする。</p> <p>（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について</p> <p>第3条関係</p> <p>「事業所」とは、通常社会通念的に一つの事業の内容たる活動が行われる場所であって、原則として当該場所が第三者の道路によって分離されていない等地理的に一体化しているものをいう。</p> <p>「移動式製造設備の使用の本拠」とは、車庫（2以上の車庫がある場合には主として使用するもの）をいい、車庫がない場合には、当該設備を使用していないときに通常置く場所をいう。</p> <p>第2項第5号において「貯蔵設備を有しない移動式製造設備」とは、車のついた圧縮機のような貯蔵設</p>

備を有していない移動式製造設備をいう。

バルクローリ等の「貯蔵設備を有する移動式製造設備」（容器と製造設備が接続され、一体として移動する製造設備）で高圧ガスの貯蔵を行う場合は図面が必要であるが、貯蔵設備を有しない移動式製造設備は貯蔵を行うことがないため除いたものである。

なお、移動式製造設備の許可を受ける場合であって当該設備で高圧ガスの貯蔵を行う場合は、この号に基づく「貯蔵場所の技術上の基準に関する事項」及び「貯蔵場所の位置及び付近の状況を示す図面」の提出が必要となる。

第6条関係

1.・2. (略)

3. 第1項第3号中「火気を取り扱う施設」とは、事業所内外の蒸発器、ボイラー、ストーブ、喫煙室等通常定置されて使用されるものをいい、たばこの火、自動車のエンジンの火花は含まれないが、これらは、「火気」に含まれるので、法第37条の規定により、あらかじめ第一種製造者が火気使用禁止区域を設定することにより管理することが望ましい。

また、第1項第3号中「当該製造設備」外の電気設備であっても、同項第26号の規定に基づき設置された可燃性ガスの高圧ガス設備に係る電気設備並びに「電気機械器具防爆構造規格（昭和44年4月1日労働省告示第16号）」、「工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆1979）」（労働省産業安全研究所技術指針）、「新工場電気設備防爆指針（ガス防爆1985、一部改正1988）」（労働省産業安全研究所技術指針）、「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド（ガス防爆1994）」（労働省産業安全研究所技術指針）及び「工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆2006）」（独立行政法人産業安全研究所技術指針）の規定に基づき設置された電気設備については、第1項第3号の適用を受ける「火気を取り扱う施設」には該当しない。したがって、これらの防爆指針及びガイドに基づき非危険場所に分類された場所に設置する電気設備については、防爆構造を有しなくても、「火気を取り扱う施設」には該当しない。

なお、可燃性ガスの取り入れ、取り出し口の方向は火気を使用する場所及び他の貯槽をさけることが望ましい。

4.～16. (略)

(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

第3条関係

「事業所」とは、通常社会通念的に一つの事業の内容たる活動が行われる場所であって、原則として当該場所が第三者の道路によって分離されていない等地理的に一体化しているものをいう。

「移動式製造設備の使用の本拠」とは、車庫（2以上の車庫がある場合には主として使用するもの）をいい、車庫がない場合には、当該設備を使用していないときに通常置く場所をいう。

第2項第6号において「貯蔵設備を有しない移動式製造設備」とは、車のついた圧縮機のような貯蔵設備を有していない移動式製造設備をいう。

バルクローリ等の「貯蔵設備を有する移動式製造設備」（容器と製造設備が接続され、一体として移動する製造設備）で高圧ガスの貯蔵を行う場合は図面が必要であるが、貯蔵設備を有しない移動式製造設備は貯蔵を行うことがないため除いたものである。

なお、移動式製造設備の許可を受ける場合であって当該設備で高圧ガスの貯蔵を行う場合は、この号に基づく「貯蔵場所の技術上の基準に関する事項」及び「貯蔵場所の位置及び付近の状況を示す図面」の提出が必要となる。

第6条関係

1.～4. (略)

5. 第1項第7号中「火気を取り扱う施設」とは、事業所内外の蒸発器、ボイラー、ストーブ、喫煙室等

備を有していない移動式製造設備をいう。

バルクローリ等の「貯蔵設備を有する移動式製造設備」（容器と製造設備が接続され、一体として移動する製造設備）で高圧ガスの貯蔵を行う場合は図面が必要であるが、貯蔵設備を有しない移動式製造設備は貯蔵を行うことがないため除いたものである。

なお、移動式製造設備の許可を受ける場合であって当該設備で高圧ガスの貯蔵を行う場合は、この号に基づく「貯蔵場所の技術上の基準に関する事項」及び「貯蔵場所の位置及び付近の状況を示す図面」の提出が必要となる。

第6条関係

1.・2. (略)

3. 第1項第3号中「火気を取り扱う施設」とは、事業所内外の蒸発器、ボイラー、ストーブ、喫煙室等通常定置されて使用されるものをいい、たばこの火、自動車のエンジンの火花は含まれないが、これらは、「火気」に含まれるので、法第37条の規定により、あらかじめ第一種製造者が火気使用禁止区域を設定することにより管理することが望ましい。

また、第1項第3号中「当該製造設備」外の電気設備であっても、同項第26号の規定に基づき設置された可燃性ガスの高圧ガス設備に係る電気設備並びに「電気機械器具防爆構造規格（昭和44年4月1日労働省告示第16号）」、「工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆1979）」、「新工場電気設備防爆指針（ガス防爆1985、一部改正1988）」及び「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド（ガス防爆1994）」（労働省産業安全研究所技術指針）の規定に基づき設置された電気設備については、本号の適用を受ける「火気を取り扱う施設」には該当しない。

なお、可燃性ガスの取り入れ、取り出し口の方向は火気を使用する場所及び他の貯槽をさけることが望ましい。

4.～16. (略)

(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

第3条関係

「事業所」とは、通常社会通念的に一つの事業の内容たる活動が行われる場所であって、原則として当該場所が第三者の道路によって分離されていない等地理的に一体化しているものをいう。

「移動式製造設備の使用の本拠」とは、車庫（2以上の車庫がある場合には主として使用するもの）をいい、車庫がない場合には、当該設備を使用していないときに通常置く場所をいう。

第5号において「貯蔵設備を有しない移動式製造設備」とは、車のついた圧縮機のような貯蔵設備を有していない移動式製造設備をいう。

バルクローリ等の「貯蔵設備を有する移動式製造設備」（容器と製造設備が接続され、一体として移動する製造設備）で高圧ガスの貯蔵を行う場合は図面が必要であるが、貯蔵設備を有しない移動式製造設備は貯蔵を行うことがないため除いたものである。

なお、移動式製造設備の許可を受ける場合であって当該設備で高圧ガスの貯蔵を行う場合は、この号に基づく「貯蔵場所の技術上の基準に関する事項」及び「貯蔵場所の位置及び付近の状況を示す図面」の提出が必要となる。

第6条関係

1.～4. (略)

5. 第1項第7号中「火気を取り扱う施設」とは、事業所内外の蒸発器、ボイラー、ストーブ、喫煙室

通常定置されて使用されるものをいい、煙草の火、自動車のエンジンの火花は含まれないが、これらは「火気」に含まれるので法第37条の規定より、あらかじめ、第一種製造者が火気使用禁止区域を設定することにより管理することが望ましい。

また、第1項第7号中「当該製造設備」外の電気設備であっても、同項第27号の規定に基づき設置された液化石油ガスの高圧ガス設備に係る電気設備並びに「電気機械器具防爆構造規格（昭和44年4月1日労働省告示第16号）」、「工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆1979）」（労働省産業安全研究所技術指針）、「新工場電気設備防爆指針（ガス防爆1985、一部改正1988）」（労働省産業安全研究所技術指針）、「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド（ガス防爆1994）」（労働省産業安全研究所技術指針）及び「工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆2006）」（産業安全研究所技術指針）の規定に基づき設置された電気設備については、第1項第7号の適用を受ける「火気を取り扱う施設」には該当しない。したがって、これらの防爆指針及びガイドに基づき非危険場所に分類された場所に設置する電気設備については、防爆構造を有しなくても、「火気を取り扱う施設」には該当しない。

なお、液化石油ガスの取り入れ、取り出し口の方向は火気を使用する場所及び他の貯槽をさけることが望ましい。

6. ～14. (略)

第9条関係

(1) (略)

(2) なお、輸送者及び受入者についての許可手続等については、次の表を参照されたい。

輸送車の区分	輸送者	受入者
1. 移動式製造設備である輸送者	③充てんに際し、保安係員が立ち会い監督できるようにすることが望ましいが、輸送者側の保安係員がその事業所において受入者の事業所での充てん作業を監督できる体制（例えば、あらかじめ保安係員が指名した一定の知識、経験を有する者による充てん）となっている場合はこの限りでない。	③保安責任者（受入者の受け入れる液化石油ガスの製造又は消費に関し一年以上の経験を有する者、液化石油ガス保安規則第71条の特定高圧ガス取扱主任者となる資格を有する者又は高圧ガス保安協会が行う液化石油ガスの取扱いに関する講習の課程を修了した者に限る。）を選任する。ただし、受入者が第一種製造者である場合は、その事業所で選任されている保安係員でよい。

(3)～(5) (略)

(4) コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

第5条関係

1. ～7. (略)

8. 第1項第14号中「火気を取り扱う施設」とは、事業所内外の蒸発器、ボイラー、ストーブ、喫煙室等通常定置されて使用されるものをいい、たばこの火、自動車のエンジンの火花は含まれないが、これらは、「火気」に含まれるので、法第37条の規定により、あらかじめ特定製造者が火気使用禁止区域を設定することにより管理することが望ましい。

また、第1項第14号中「当該製造設備」外の電気設備であっても、同項第48号の規定に基づき設置された可燃性ガスの高圧ガス設備に係る電気設備並びに「電気機械器具防爆構造規格（昭和44年4月1日労働省告示第16号）」、「工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆1979）」（労働省産業安全研究所技術指針）、「新工場電気設備防爆指針（ガス防爆1985、一部改正1988）」（労働省産業安全研究所技術指針）、「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド（ガス防爆1994）」（労働省産業安全研究所技術指針）及び「工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆2006）」（産業安全研究所技術指針）の規定に基づき設置された電気設備

等通常定置されて使用されるものをいい、煙草の火、自動車のエンジンの火花は含まれないが、これらは「火気」に含まれるので法第37条の規定より、あらかじめ、第一種製造者が火気使用禁止区域を設定することにより管理することが望ましい。

また、第1項第7号中「当該製造設備」外の電気設備であっても、同項第27号の規定に基づき設置された液化石油ガスの高圧ガス設備に係る電気設備並びに「電気機械器具防爆構造規格（昭和44年4月1日労働省告示第16号）」、「工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆1979）」、「新工場電気設備防爆指針（ガス防爆1985、一部改正1988）」及び「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド（ガス防爆1994）」（労働省産業安全研究所技術指針）の規定に基づき設置された電気設備については、本号の適用を受ける「火気を取り扱う施設」には該当しない。

なお、液化石油ガスの取り入れ、取り出し口の方向は火気を使用する場所及び他の貯槽をさけることが望ましい。

6. ～14. (略)

第9条関係

(1) (略)

(2) なお、輸送者及び受入者についての許可手続等については、次の表を参照されたい。

輸送車の区分	輸送者	受入者
1. 移動式製造設備である輸送者	③充てんに際し、保安係員（ <u>第64条第2項第1号の規定に適合する移動式製造設備</u> にあっては、 <u>同号イ、ロ又はハに該当する者</u> 。以下同じ。）が立ち会い監督できるようにすることが望ましいが、輸送者側の保安係員がその事業所において受入者の事業所での充てん作業を監督できる体制（例えば、あらかじめ保安係員が指名した一定の知識、経験を有する者による充てん）となっている場合はこの限りでない。	③保安責任者（受入者の受け入れる高圧ガスの製造又は消費に関し一年以上の経験を有する者又は高圧ガス保安協会が行う高圧ガスの取扱いに関する講習の課程を終了した者に限る。）を選任する。ただし、受入者が第一種製造者である場合は、その事業所で選任されている保安係員でよい。

(3)～(5) (略)

(4) コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

第5条関係

1. ～7. (略)

8. 第1項第14号中「火気を取り扱う施設」とは、事業所内外の蒸発器、ボイラー、ストーブ、喫煙室等通常定置されて使用されるものをいい、たばこの火、自動車のエンジンの火花は含まれないが、これらは、「火気」に含まれるので、法第37条の規定により、あらかじめ特定製造者が火気使用禁止区域を設定することにより管理することが望ましい。

また、第1項第14号中「当該製造設備」外の電気設備であっても、同項第48号の規定に基づき設置された可燃性ガスの高圧ガス設備に係る電気設備並びに「電気機械器具防爆構造規格（昭和44年4月1日労働省告示第16号）」、「工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆1979）」、「新工場電気設備防爆指針（ガス防爆1985、一部改正1988）」及び「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド（ガス防爆1994）」（労働省産業安全研究所技術指針）の規定に基づき設置された電気設備については、本号の適用を受ける「火気を取り扱う施設」には該当しない。

備については、第1項第14号の適用を受ける「火気を取り扱う施設」には該当しない。したがって、これらの防爆指針及びガイドに基づき非危険場所に分類された場所に設置する電気設備については、防爆構造を有しなくても、「火気を取り扱う施設」には該当しない。

なお、可燃性ガスの取り入れ、取り出し口の方向は、火気を使用する場所及び他の貯槽を避けることが望ましい。

9. ～ 22. (略)

(9)の2 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の運用及び解釈について

第15条関係

(1) 第1号の「内外面のさび等の付着物」には、容器の外面に塗布された透明塗装（クリアコート、ゲルコート等）及び透明塗装の下のシール類（繊維強化プラスチックの上に貼付されているもので外部切り傷等がないものに限る。）は含まれない。

(2) 第1号ニ(イ)の「樹脂で補修」とは、次をいうものとする。

- ① 表面が滑らかになるように前処理を行う。
- ② 当該傷部分を室温硬化型エポキシ樹脂（ビスフェノールAグリシジルエーテルに限る。）により表面が滑らかになるように補修する。なお、傷部分に拘束されていないガラス繊維がある場合は当該ガラス繊維を切除すること。

(10) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の運用及び解釈について

第12条の16関係

第2号中「これと同等以上の検査における容器の規格に適合するものであることを確認すること」とは、アメリカ合衆国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、オーストラリア連邦の高圧ガス容器の規格（EJ指令に基づきドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が採用する高圧ガス容器のEN規格又はISO規格を含む。）に適合するものであることを確認することをいう。

なお、可燃性ガスの取り入れ、取り出し口の方向は、火気を使用する場所及び他の貯槽を避けることが望ましい。

9. ～ 22. (略)

(9)の2 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の運用及び解釈について

第15条関係

第1号ニ(イ)の「樹脂で補修」とは、次をいうものとする。

- ① 表面が滑らかになるように前処理を行う。
- ② 当該傷部分を室温硬化型エポキシ樹脂（ビスフェノールAグリシジルエーテルに限る。）により表面が滑らかになるように補修する。なお、傷部分に拘束されていないガラス繊維がある場合は当該ガラス繊維を切除すること。

(10) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の運用及び解釈について

第12条の16関係

第2号中「これと同等以上の検査における容器の規格に適合するものであることを確認すること」とは、アメリカ合衆国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、オーストラリア連邦の高圧ガス容器の規格に適合するものであることを確認することをいう。